

大気環境モニタリングに関する基準等の現状について

目 次

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(抜粋)	1
大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の 常時監視に関する事務の処理基準について(抜粋)	2
ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づく大気中のダイオキシン類 による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(抜粋)	4

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（抜粋）

（昭和46年8月25日 環境庁大気保全局長通知）

第7 緊急時の措置に関する事項

（序文省略）

1 大気汚染の監視測定場所等について

- (1) 今回の改正により、いおう酸化物に加えて、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素およびオキシダントについて緊急時の措置の発令基準が定められた。大気汚染状況の監視測定にあたっては、次によりこれらの汚染物質の特性を考慮し、大気汚染を配慮すべき地域における有効適切な場所に測定点を設定することが必要である。

ア いおう酸化物

いおう酸化物は、その大部分が工場、事業所から排出されるが、広域的汚染物質であるので、測定点は25km²あたりに1か所を標準として設定し、大気汚染が著しい地域は必要に応じ増加することが望ましい。

イ 一酸化炭素

一酸化炭素は、大部分が自動車から排出されるので、測定点は交通ひん繁な道路または交差点の周辺であって、人が常時生活し、活動している場所またはこれに近接した場所に設定する。採取口の高さは、おおむね1.5mとする。

ウ 浮遊粒子状物質および二酸化窒素

浮遊粒子状物質および二酸化窒素は、工場事業場および自動車の両方が排出源であるので、測定点は、いおう酸化物および一酸化炭素の測定点に併設する。なお、一酸化窒素および炭化水素については、緊急時の措置をとるうえで参考となるので、併せて測定することが望ましい。

エ オキシダント

オキシダントは、一定の発生源から直接排出されるものではなく、工場、事業場および自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素が大気中で化学反応を起して生ずるものとされており、従来いおう酸化物等による汚染が著しくなかったような公害地域にもオキシダントによる汚染は及んでいるとされているので、測定点は、この点を考慮して計画的に設置する。

- (2) 前記(1)の測定点の設定にあたっては、あらかじめ、環境庁に協議されたい。
- (3) 緊急時の措置を講ずるにあたっては、大気汚染の状況を的確に判断するに足りる測定点の各測定値を総合して判断するものとし、一測定点のみの測定値をもとにして緊急時の措置を講ずる場合には、近傍の測定点の測定値、移動測定車による測定値、発生源の分布状況、気象状況等をも参考として特に慎重に判断する。

2 緊急時の措置の対象について（省略）

大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の 状況の常時監視に関する事務の処理基準について（抜粋）

（平成13年5月21日 環境管理局長通知）

II 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視

2 測定局及びその配置

(1) 一般環境大気測定局

大気汚染の状況を常時監視するための測定局であって、下記（2）による自動車排出ガス測定局以外のものを、一般環境大気測定局という。一般環境大気測定局の配置に当たっては、一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった、常時監視の目的が効率的に達せられるよう配置する。

(2) 自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染の状況を常時監視するための測定局を自動車排出ガス測定局という。自動車排出ガス測定局の設置に当たっては、自動車排出ガスによる大気汚染の状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案した配置地点の類型化を行い設置する。なお、類型化の具体的手法については、別途技術的助言（省略）として示すので参考とされたい。

III 有害大気汚染物質に係る常時監視

2. 測定地点及びその選定等

測定地点の区分については、一般環境、固定発生源周辺及び沿道の3種類とし、それぞれにおける測定地点選定の考え方は、以下のとおりとする。

(1) 一般環境

一般環境における測定地点は、固定発生源又は移動発生源からの有害大気汚染物の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点について、地域における有害大気汚染物質による大気汚染の状況の継続的把握が効果的になされるよう選定するものとする。また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

(2) 固定発生源周辺

ア 測定地点の選定

固定発生源周辺における測定地点については、移動発生源からの有害大気汚染物質の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点を選定するよう努めるとともに、固定発生源における有害大気汚染物質の製造・使用状況、気象条件及び地理的条件を勘案して、排出が予想される物質の濃度が、固定発生源における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。しかし、それぞれの固定発生源によって、有害大気汚染物質の製造・使用状況等が異なることが考えられるため、ある地点における測定結果から他の地点における大気汚染の状況を推測することは難しい。このため、より多くの地点においてきめ細かく有害大気汚染物質の汚染状況を監視する必要性等の観点から、年度ごとに測定地点を変えて監視を実施することは差し支えない。

イ 測定項目（省略）

(3) 沿道

ア 測定地点の選定

沿道における測定地点については、交差点、道路及び道路端付近において、自動車から排出される有害大気汚染物質による大気汚染状況が効率的に監視できるよう、固定発生源からの有害大気汚染物質の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点において、車種別交通量、走行速度、気象条件及び地理的条件を勘案し道路・地域の類型化を行い、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質の濃度が、沿道における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

イ 測定項目（省略）

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（抜粋）

（平成13年5月21日 環境管理局長通知）

2 測定地点及びその選定等

(1) 一般環境

一般環境における測定地点は、発生源からのダイオキシン類の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点について、地域におけるダイオキシン類による大気汚染の状況の継続的把握が効果的になされるよう選定するものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

(2) 固定発生源周辺

固定発生源周辺における測定地点については、固定発生源からのダイオキシン類の排出状況、気象条件及び地理的条件を勘案して、ダイオキシン類の濃度が相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。しかし、それぞれの固定発生源によって、ダイオキシン類の排出状況が異なることが考えられるため、ある地点における測定結果から他の地点における大気汚染の状況を推測することは難しい。このため、より多くの地点においてきめ細かくダイオキシン類の汚染状況を監視する必要性等の観点から、年度ごとに測定地点を変えて監視を実施することは差し支えない。

(3) 沿道

沿道における測定地点については、交差点、道路及び道路端付近において、固定発生源からのダイオキシン類の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点を選定するものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

(4) 測定地点の見直し

発生源の状況、環境濃度の動向等に注意を払いつつ、測定地点の配置について随時検討及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

(5) 既存の測定局の活用

これまでに設置された一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局をダイオキシン類の測定地点として活用することは、サンプリングを確実に実行し、また効率的に常時監視体制を整備する上でも有効である。このため、上記(1)から(3)までに基づき、選定すべき測定地点として適正であるか判断のうえ、既存の測定局の中から測定地点を選択することは差し支えない。

なお、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により各般のダイオキシン類の排出削減対策が講じられており、これらによる環境改善効果を把握し、大気環境基準の達成状況を確認するためには、同一地点において継続的に監視することが重要なことであるから、法施行前において大気汚染防止法第22条に基づきダイオキシン類の大気に係る常時監視を実施していた地点については優先的に、法第26条に基づく常時監視を実施する地点として選定するよう努めるものとする。